

福祉有償運送にかかる自家用自動車有償運送更新申請書(案)の概要

有償運送の条件	道路運送法第79条による申請に対する取扱い	申請概要	参照頁
(1) 運送主体	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人、公益法人等 ・道路運送法第79条の4の欠格事由に該当する者でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人名(代表者名): 特定非営利活動法人サポートハウスアイビー 理事 島崎 千尋 ○主たる事務所の所在地: 愛知県清須市西枇杷島町古城一丁目20番地9 	1~2
		○定款・登記事項全部証明書・役員名簿・宣誓書等	3-10
(2) 運送対象	次のうち、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人 <ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定者 ②要支援認定者 ③身体障害者 ④その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害その他障害を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者名簿の作成: 作成済み ○利用会員名簿搭載者数: 10人 <ul style="list-style-type: none"> ③身体障害者6人 ④その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害その他障害を有する者4人 ○会員在住市町名: 清須市 	11-12
(3) 対価	<ul style="list-style-type: none"> ・運送の対価: 当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定められたもの 	○運送の対価: 「運賃表のとおり」	13
(4) 使用車両	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送にあつては福祉車両を保有していること ・運送主体と自家用自動車の提供する者との間で車両の使用に関する契約が書面で行われている 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用車両台数 ・車椅子移動車 1台(軽) 	14-16
(5) 損害賠償措置	対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る)に加入していること	<ul style="list-style-type: none"> ○契約保険会社等名: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 ○宣誓書(法第79条の登録を受けた時、対人無制限及び対物無制限の賠償措置を講ずる旨)の添付の有無: 有り 	
(6) 運転者	<ul style="list-style-type: none"> ・普通二種免許、又は普通一種免許で国土交通大臣の認定する講習を受講していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○運転者人数: 2人 ○運転者の経歴: 申請日前2年間に運転免許停止処分を受けた者無し ○講習受講状況: 平成24年受講済 	17-22
(7) 管理運営体制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便確保に関する体制が明確に整備されていること	<ul style="list-style-type: none"> ○運行管理体制 ○整備管理体制 ○事故処理連絡体制: ○苦情対応体制 	23-25